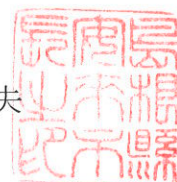


安来市告示第123号の2

安来市生活支援サービス実施要綱を次のように定める。

令和8年5月29日

安来市長 田 中 武 夫



安来市生活支援サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安来市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年安来市告示第64号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が実施する総合事業における生活支援サービス事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 高齢者の日常生活における困りごとを支援するとともに、事業を通じて利用者が日常生活の不安及び孤立感を軽減し、精神的な安定及び安心感を得られるようにすることで、高齢者の地域での自立した生活を維持することを目的とする。

(事業の実施)

第3条 この事業は、事業を円滑かつ適正に運営できると市長が認める団体（以下「受託事業者」という。）に委託して行うものとする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、利用者の居宅において行う次に掲げるサービスとする。

- (1) 生活圏内で買える日用品及び食料品の買物
- (2) 日常生活における通常の範囲内の掃除及びごみ出し
- (3) 日常生活における通常の範囲内の洗濯（取り込み及び収納を含む。）
- (4) 布団干し及びシーツの交換
- (5) 衣類の整理及び被服の補修
- (6) 調理、食事の配膳及び後片付け
- (7) 薬の受取
- (8) 服薬のための水の用意及びシートからの取出し並びに服薬確認

(利用者)

第5条 事業で提供するサービス（以下「サービス」という。）の利用者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等であって、地域包括支援センター又は介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所（以下「地域包括支援センター等」という。）によるケアマネジメントにおいて、サービスの利用が必要と認められるものとする。

(利用回数及び時間)

第6条 サービスの利用回数は、原則として1人当たり月8回までとする。

2 1回に係る時間は、60分以内とする。

(管理者)

第7条 受託事業者は、業務の円滑な実施のため、管理者を置かなければならない。

(従事者)

第8条 この事業に従事する者は、市が指定する研修を受講するよう努めるものとする。

(地域包括支援センター等との連携)

第9条 受託事業者は、サービスの提供に当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第10条 受託事業者は、地域包括支援センター等が作成する介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

(衛生管理等)

第11条 受託事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。

(秘密の保持等)

第12条 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 受託事業者は、当該事業所の従事者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第13条 受託事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 受託事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 受託事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 受託事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処理について記録しなければならない。

3 受託事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第15条 受託事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 受託事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第13条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。